

第 8 回

(令和 8 年 8 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和8年8月10日（月）午前9時30分から午前10時25分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 8名
1番委員 柳瀬 真也・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員 2番委員 古里 直樹・8番委員 尾方 栄氏
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第27号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第28号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第29号案 農用地利用集積等促進計画について
議題30号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 津山拓郎
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、3番・4番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 6 番 8/6人吉球磨女性委員ネットワーク総会報告
- 7 番 7/28会長・職務代理・事務局長会議報告
- 議 長 他にはございませんか。無いようですので、議第27号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第27号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番と2番について9番委員から調査報告をします。
- 9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族3人、稼働力2人、経営面積356a、水田が356aで、水稻を作られています。
3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：500m、2分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：小作料10a当り1万円

です。

6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：水稻を作付けされます。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

（調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族7人、稼働力4人、経営面積1060a、田が477aうち水稻作付70a、407aは転作で飼料作です。畑が583aあり全て飼料を作られています。酪農家で、乳牛成牛50頭、育成牛48頭を飼育されています。

3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：0.8km、2分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：全部で3万円です。（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（借地農地の利用計画）：飼料を作付けされます。

9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力1人）です。経営面積は148aで、田が119a水稻を作付けされています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：2km、5分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（売買価格）：ご兄弟ということもあり、贈与で0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻を作付けされます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号4番について、2番委員に代わり、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。町の空き家バンクを通して購入をされています。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。経営面積は101aで、田が53a水稻を作付けされています。畑が48aあり、栗を植えられています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：50mです。

3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（売買価格）：10 a 当り 40 万円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクタ一他。8 番（取得農地の利用計画）：現在、銀杏が植えられています、伐採され栗を植えられる計画です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 1 番の価格について、安すぎないか？

事務局 賃貸借なので、10 a 当り 1 万円と決められました。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 3 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 4 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。議第 28 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 28 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について私から調査報告をします。

（調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。5 月総会でも審議された土地ですが、許可書返納があり、今回の申請となっております。申請理由は分譲地です。3 区画計画されています。本申請地は、小・中学校に近い立地で家族層には利便性があり、土地も平たんで造成が容易な物件であるため取得に至っています。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後から着工されます。工期は 9 月下旬～12 月末までの予定です。農地転用許可後、概ね 3 ケ月以内に土地購入者と建築請負契約を締結し、譲受人は、当該土地の全てを販売することができないと判断した時は、残余の土地に自ら住宅を建築します。3 番（資金調達）：自己資金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上・下水とも町の物に接続します。7 番（防除措置）隣接地に造成に係る土砂の流失、たい積、粉塵の被害が出ないように十分注意します。問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で 420 万円です。以上で調査報告を終わります。

事務局 会長からの報告にもあったとおり、売れ残りがあった時には自分で住宅を建築する

という条件付き分譲地としての申請になります。

議長 調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。
無いようですので、採決にうつります。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
次に議第 29 号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 29 号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）
今回、所有権移転が 1 件、利用権設定が 5 件となっております。
利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1 番～5 番適格の報告あり。）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。
次に議題 30 号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 30 号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号 1 番について、西地区から調査報告をお願いします。

1 番 調査番号 1 番について、西地区を代表して 1 番委員から調査報告します。

（調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。8 月 6 日午後 1 時から西地区委員全員で現地調査を行いました。現地は 3 月に全線開通しました南部農免から少し入ったところになります。現地写真をみていただくと分かるように農地としての形状はありません。一部、倉庫にもなっていました。到底、農地になることはありませんので、西地区の委員で協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。
質問も無いようですので、採決にうつります。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。
報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はございませんか。次に報告第 10 号許可不要転用届についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第 10 号許可不要転用届について（朗読）今回の報告ですが、転用するにあたって許可が不要なものがいくつかありますが、その中の一つとして、認定電気事業者

が中継施設等を設置する際は、転用許可を要しないとなっております。今回、NTTドコモが無線基地局を建てられる届け出になります。場所は、県道大畑西線を信号機のある交差点を大正の方に坂を上がって行って、左側の竹林付近になります。当初は大正集落近くを予定されていましたが、落雷が怖いと意見が出たため、今回の申請地が変わったようです。鉄塔の高さは30mです。1164㎡のうち362.22㎡を転用されます。

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、これをもちまして8月総会を閉会いたします。

終了後、貸借相談・売買案件担当決め、活動記録日誌記入について、農地区画拡大等推進事業について、令和8年度錦町資材価格高騰対策支援補助金について、農業新規参入相談について、切原野地区集約化報告、耕作放棄地ひまわり播種作業日確認、研修旅行について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年8月10日

農業委員会会長

3 番 農 業 委 員

4 番 農 業 委 員